

(4) 酒類販売業者数及び酒類販売免許場数

区 分	販 売 業 者 数	販 売 場 数				計	左のうち1年以上引き続き 休止している 販売場数		
		卸 売 に限るもの	無条件のもの						
			卸売割合 が50%以 上のもの	そ の 他					
	人	場	場	場	場	内	場		
販売方法に条件が付されていないもの及び 卸売に限る旨の条件が付されているもの	全 酒 類	136	51	110	150	311	11	17	
	ビ ー ル	7	4	3	1,811	1,818	89	103	
	洋 酒 類	2	2	-	12	14	2	2	
	出 入 酒 類	5	5	2	4	11	1	1	
	自製酒類	清酒、みりん	-	4	-	-	4	-	-
		合成清酒、しょうちゅう	4	13	4	2	19	-	-
		ビ ー ル	1	10	3	-	13	-	-
	洋 酒	-	1	1	-	2	-	-	
	計	5	28	8	2	38	-	-	
	その他の酒類	4	2	1	2	5	1	1	
合計	159	92	124	1,981	2,197	104	124		
販売方法に小売に限る旨の 条件が付されているもの	小売業者の共同購入機関	8	8	1	-	9	-	-	
	卸売業者の共同購入機関	-	-	-	-	-	-	-	
	製造者の共同販売機関	1	1	-	-	1	-	-	
	全酒類	一般のもの	8,804	-	-	-	8,972	263	390
		特殊のもの	54	-	-	-	173	3	3
		期限付	-	-	-	-	1	-	-
	計	8,858	-	-	-	9,146	266	393	
	その他の酒類	一般のもの	4	-	-	-	10	-	1
		特殊のもの	462	-	-	-	638	12	35
		期限付	-	-	-	-	2	-	-
みりんだけのもの		28	-	-	-	82	2	2	
薬用酒だけのもの	1,204	-	-	-	1,220	45	45		
計	1,698	-	-	-	1,952	59	83		
合計	10,556	-	-	-	11,098	325	476		
媒介業	1	-	-	-	10	1	1		
代理業	-	-	-	-	-	-	-		

調査時点：平成17年3月31日

用語の説明： 1 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

2 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。ただし、営利を目的とするか否かは問わない。

(注) 「左のうち1年以上引き続き休止している販売場数」欄の内書は、引き続き2年以上休止している販売場数を示す。